

＜後見支援預金＞商品概要説明書

青木信用金庫

平成31年4月1日現在

1. 商 品 名	後見支援預金／後見支援預金（無利息型）	
2. 販 売 対 象	個人のうち、家庭裁判所が「指示書」を交付した方が対象です。	
3. 期 間	期間の定めはありません。	
4. 預 入		
預入方法	・口座開設店でのみ預け入れできます。 ・随時預け入れ可能ですが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です。	
預入金額	1 円以上	
預入単位	1 円単位	
5. 払 戻 方 法	・口座開設店でのみ払い戻しができます。 ・随時払い戻しできますが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です。	
①出金	入院費等の一時的な支出が発生した場合等において、家庭裁判所が必要と認めた場合に交付されます。 （後見人が別途管理する生活口座への振替となります）	
②定期送金	為替自動振込等により、指定された間隔（例えば3か月毎）で指定金額を定期的に後見支援預金から成年後見人が別途管理する生活口座等へ振替える必要があると家庭裁判所が認めた場合に交付されます。	
6. 利 息		
適用利率	変動金利 毎日の最終残高について、店頭に表示する毎日の利率を適用します。 ただし、後見支援預金（無利息型）は無利息です。	
利払方法	毎年3月と9月の当金庫所定の日に元金に組入れます。	
計算方法	付利単位を100円とし、毎日の最終残高1,000円以上について1年を365日とする日割計算。	
7. 税 金	・お利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・マル優は利用できません。	
8. 手 数 料	・管理手数料はかかりません。 ・為替手数料について定期送金は無料、出金および解約時において当金庫本支店および他行庫宛は所定の手数料をいただきます。	
9. 付加できる特約事項	・「指示書」の指示内容による取扱いのみとなります。	
10. 中途解約時の取扱い	_____	
11. 金利情報の入手方法	金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。	
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	別に定める「苦情処理措置・紛争解決措置について」をご覧ください。	

＜後見支援預金＞商品概要説明書

青木信用金庫

平成31年4月1日現在

13. その他参考 となる事項	・本商品は成年後見人、未成年後見人のみ取扱いできるものとし、選任、登記されている書類が必要です。 ・「指示書」の交付申請は管轄の家庭裁判所に行ってください。 ・公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、その他振込、配当金、公社債元利金等の自動受取、インターネットバンキング契約はできません。 ・本預金は口座開設店のみお取扱いいたします。 ・「総合口座」の取扱いはできません。 ・キャッシュカードは発行しません。 ・通帳によるATMの利用はできません。（窓口でのお取扱いに限定します。） ・現金でのお支払いはできません。（後見人が別途管理する生活口座への振替となります。）
14. 預金保険に ついて	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます。）ただし、後見支援預金（無利息型）は全額保護されます。